

# そらいろ通信 11月

\* 社内に笑顔を咲かせましょう \*

## ◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



先日は突然の寒波で、近畿地方では昨年よりも2週間以上早くに木枯らし1号が吹いたそうです。

子ども達が通う小学校では、次から次へとインフルエンザで学級閉鎖になっています。会社でも、ご家族がインフルエンザにかかった場合などにどうすればよいのか、参考にしていただきたく3ページに載せました。

インフルエンザや風邪に負けず、年末に向けてダッシュしていきたいですね。



## ★健康メモ★



### ☆筋肉痛の解消☆

スポーツの秋です。久々に体を動かすと、その後筋肉痛になってしまうこともありますね。普段使わない筋肉を過剰に使った日は、ゆっくりとお風呂につかるのがよいそうです。

- ・少しぬるめのお湯で、半身浴をする。(湯温を熱くしすぎると、身体の表面しか温まらないため、筋肉痛の効果が半減するとのこと。)
- ・身体を洗う際に、足首から太ももまでをなでるようにマッサージする。(石鹸の泡を利用して、手を滑らせるようにするのも効果的。)
- ・入浴剤を入れると血行がよくなる場合もあり。

## ★これで完璧！11月の事務★



### ☆年末調整の準備☆

12月に行う年末調整の準備として、各社員（パート・アルバイト含みます）へ申告書や説明文書を配布し、添付書類（保険料控除証明書、住宅ローン控除の申告書・残高証明書など）とともに、早めに回収するようにしましょう。給与ソフトを使用している場合には、年末調整用にバージョンアップしたソフトがいつ届くのかという確認や、税務署が開催する説明会への出席などとして、備えておきましょう。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

10月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、11月10日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

10月分の社会保険料・児童手当拠出金を 11月30日までに納付。

### ☆9月決算法人の確定申告と納税☆

9月決算法人の確定申告と納税、3月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 11月中の決算応答日までです。



## \*企業の新型インフルエンザ対応策\*

労務行政研究所が「企業における新型インフルエンザ対策の実態」調査結果を発表しました。（自宅待機、給与等の取り扱いは、次ページ）回答の多かった順に記載、複数回答ありです。

### ●企業における生活必需品や感染予防のための保護具の備蓄状況

- ・マスクなどの保護具…99.6%
- ・消毒用アルコール性手指消毒剤…84.8%
- ・タミフル、リレンザ…12.3%
- ・食料・日用品…18.6%

### ●流行時の感染予防策の義務付け

- ・入社時や外出先からの帰社時の手洗い（アルコール消毒を含む）…93.6%
- ・通勤・外出時のマスクの着用…85.3%
- ・海外出張の自粛…73.1%
- ・国内出張の自粛…62.8%

★こんなときQ&A★

**Q. 企業における新型インフルエンザの対応策  
(自宅待機・給与など)を教えてください。**

A. 財団法人労務行政研究所が、新型インフルエンザ A (H1N1) について企業がどのような取り扱いを行っているのか緊急調査を行いましたので、それらも踏まえながらお伝えします。

●従業員に感染が確認され、本人を自宅待機とした場合の給与等の取り扱い

感染症予防法に基づいて知事（保健所等の行政）からの外出自粛などの要請を行った場合には、当然に休務となるため、給与は支払う必要がありません。ただし、現時点では法に基づく要請は出ておらず、法の根拠を持たない緩やかな要請です。この点に留意する必要がありますが、いずれにせよ当の本人は出勤して勤務することはできないわけですから、私傷病の欠勤扱いとして給与を支払う必要はないと考えてよいでしょう。労務行政研究所調査によると、

- ・給与を通常通り支払う（欠勤しても控除がない、特別有給休暇、年次有給休暇の取得を認める）…33.1%
- ・給与は支払わない…22.2%
- ・給与は支払わず、休業手当を支払う…8.6%

●同居家族に感染が確認された場合の取り扱い

感染症予防法では、家族が新型インフルエンザにかかっている場合に調査を行い「当該感染症にかかっていると疑うに足りる」と判断された場合には、知事が外出自粛の要請を行うこととしており、この場合には給与の支払いも不要ですが、こちらも現時点では要請が出されていません。となると、企業独自の対応策が分かれるところですが、上記の緊急調査によると、

- ・保健所の判断を待たず、原則として自宅待機される…34%

となっています。

この場合の給与の取り扱いは、会社の都合で休ませるため労基法第 26 条の休業手当（平均賃金の 6 割以上）の支払いが必要と考えられますが、

- ・給与を通常通り支払う（欠勤しても控除がない、特別有給休暇、年次有給休暇の取得を認める）…43.5%
- ・給与や休業手当等は一切支払わない…16.7%
- ・給与は支払わず、休業手当を支払う…10.5%

となっています。（因みに、この場合休業手当を支払わないというのは労基法違反となると、厚生労働省労働基準局監督課は指摘しています。）

\*いきいきした会社づくりをお手伝い\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

